

## 訪問購入のトラブル

### 〈 内容 〉

女性の声で「不用な皿など何でも買い取る」という電話があったので、購入業者の来訪を承諾したところ、男性がやって来た。「何でも良い」と言っていたのに、用意していた食器には目もくれず、「ネックレスなどないか。鑑定するだけ」と言われたので、指輪などを見せると、貴金属7点を約5千円の格安で買い取られてしまった。その後、冷静になって考えるとあまりにも安すぎるので全て取り戻したい。(60代 女性)

### ★ 消費生活センターからのアドバイス

- 訪問購入に関する相談が全国の消費生活センターなどに寄せられており、ここ数年増加しています。中には「身に付けていた大切な指輪を強引に要求された」といった悪質な手口も見受けられます。
- トラブルに遭わないため次の点に注意しましょう。
  - ① 突然訪問してきた購入業者は家に招き入れない。購入業者の飛び込み勧誘は禁止されています。目的を隠して全く別の話で近づいてくる可能性もありますので、注意しましょう。
  - ② 購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しない。購入業者は、消費者に警戒心を抱かせないよう女性や若い男性を使ってソフトな口調で電話をかけてくる場合があります。買い取りの希望がなければ、話を聞かずに断ることが大切です。
  - ③ 購入業者から勧誘を受けて訪問を承諾する場合でも、1人では対応しない。相手が強引に迫るケースも見受けられますので、決して1人では対応しないようにしましょう。また、事前の約束とは違う物品について買い取りを勧誘することは禁止されています。約束にない貴金属の査定などを求められても物品を見せたり、触らせたりしないようにしましょう。仮に売却した場合、契約書面の交付日から8日間はクーリングオフができ、物品の引き渡しを拒むこともできます。少しでも不安があったら引き渡さないようにしましょう。

※ おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「消費生活相談窓口」にご相談ください。

ながさき消費生活館

困ったときは、一人で悩まずに、早めに相談を

**全国共通ダイヤル ☎188 (イヤヤ)**

市町・県の「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」につながります

**長崎県消費生活センター 095-824-0999**

【相談受付】 平日(月~金) 9:00~12:00、13:00~17:00

